

大阪年金者組合

人間の尊厳守れ! 年金引き下げは憲法違反!

# 支援する会ニュース

「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」

支援する会事務局  
第22号

2018. 4. 27

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

4月25日 第11回「年金違憲裁判」

## ビラ配布・署名・対話で年金裁判訴え

宣伝・学習を強め、国民の中に年金問題を広げよう!



淀屋橋・市役所前で事前宣伝を行う組合員

「年金引き下げは憲法違反」と、全国で5,044人が原告となって裁判を闘っています。大阪では、これまでに11回の裁判が大阪地裁で開かれ、21人の原告が意見陳述を行いました。

### 年金の毎月支給、最低保障年金制度の制定を

4月25日(水)午後3時から、大阪地裁202号大法廷で、第11回「年金違憲裁判」が開かれました。

これに先立ち午後12時30分から、淀屋橋・市役所前で昼休みの宣伝行動。永井原告団長、伊藤副委員長、長坂書記長が年金過少支給問題や、日本のお粗末な年金制度などにふれ、年金の毎月支給、最低保障年金制度の充実、年金裁判勝利への理解と協力を訴えました。

宣伝行動に参加した組合員約30人も、昼休みのサラリーマンや市民にビラを渡し、署名を呼び掛け、対話しました。

つづいて裁判所前の公園に場所を移して、1時30分から意思統一集会を開催しました。

加納委員長が、「年金裁判は大きな山場を迎えます。地域でも宣伝行動を強め、広範な人に呼びかけ、裁判勝利めざしてがんばっていきましょう」とあいさつ。

意見陳述する中矢道一さんが、決意を述べました。



決意を述べる中矢さん

### 原告団の皆さんへ

年金裁判は全国的には原告・被告双方の主張を証明する「立証弁論」に入ります。大阪はまだ少し先になりますが、すべての原告は、できるだけ早く「陳述書」を書き、事務局まで送ってください。

# 年金裁判報告集会



← 今後の裁判の課題について報告する喜田弁護士

## 中矢道一さんが意見陳述

定時制高校卒業後、国鉄に採用され60歳まで働きました。3公社5現業に就職した友人と比べて私の年金は、年間50万円ほど低いのです。

この裁判で訴えたいのは、少子高齢化は政府の責任で解決すべき。最低保障年金制度を国連の勧告を受け入れてつくるべき。年金と生活保護の関係については、老齢年金等の最低保障額は、生活保護基準を上回るか、同程度のものでなければならないということ。憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を送る権利」を求めています。



## 年金の一律削減は「平等の原則」に反し違憲

### ポルトガル判例を引き、上山弁護士が陳述

202号大法廷を埋めた傍聴者を前に、中矢道一原告団副団長が意見陳述したのに続き、上山勤弁護士がポルトガル憲法裁判所の年金削減違憲判決を紹介。「本件訴訟における年金削減も同じく平等原則（憲法14条）に違反する」と明快に述べました。

ポルトガルでは財政の健全化のためとして年金削減を含む緊縮予算を組みましたが、これに対して、憲法に違反した予算措置であるとして訴訟が提起され、2012年、13年、14年と憲法裁判所の違憲判決が下されました。

### 「それぞれの負担はそれぞれの経済的能力に応じたものを」

判決では、「それぞれの負担は、それぞれの経済的能力に応じたものであるべきだ」としたポルトガル憲法裁判所の判決は、日本における年金

訴訟においても十分参考になるとして、「本裁判所においても、その思想を参考としていただきたい」と強く要請しました。

### 「マクロ経済スライド制度は比例的平等の原則に違反」

その上で、「一律に年金を減額したことは、平等原則に反する」「受給金額によって受けるダメージは違う。低額の人がさらに年金を削られたらどうなるかという調査もしていない。さらに、国民年金を厚生年金より大きく削減する本件のマクロ経済スライドの制度そのものは、実質的な負担の公平性の点から見て比例的平等の原則に違反するといわざるを得ず、憲法14条に実質的に違反する」と陳述しました。

### 学習と連帯強め裁判勝利を報告集会に120人

裁判終了後、120人が参加してグリーン会館で報告集会が開かれました。喜田弁護士から次回の裁判には、学者の意見書提出、マクロ経済スライドや財政検証など、積み残している課題で裁判を継続していくと報告。

大口・大生連会長は、生活保護の今回の引き下げの問題点は、①実態無視の引き下げ案、②物価を考慮していない、③1級地の1を狙い撃ちし、都市部と郡部の生活保護世帯を分断する、④所得階層下位10%の階層の消費水準に合わせて引き下げる一など、住民税非課税基準に影響を与え、最低賃金や公営住宅家賃、就学援助など各種減免制度に影響を与えると指摘。「引き下げを許さない闘いを」と訴えました。

つづいて大阪生活と健康を守る会・大口耕吉郎会長が、「生活保護の引き下げは国民最低生活基準の底が抜ける、引き下げを許さない闘いを」と、生活保護改悪の問題点を指摘しました。

## 年金裁判とは何ですか？

## 年金問題学習会

日時 2018年5月15日(火) 午後2時~4時  
会場 エル・おおさか 本館6階会議室



★記念講演  
「裁判の争点と今後の課題」  
講師：井上洋子弁護士  
★パワーポイントで学ぶ年金問題

## 第12回年金裁判

■2018年7月9日(月) 午後3時~  
■大阪地方裁判所 202号法廷